平成２１年（フ）第２８０号
埼玉県羽生市中央２丁目４番６号
債務者　黒田　幸枝
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２８１号
埼玉県本庄市児玉町金屋1483番地13
債務者　北林　明美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２７１号
神奈川県秦野市曽屋4709番地の１　グランピア秦野502号
債務者　水谷美登里
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４２６号
神奈川県南足柄市岩原442番地
債務者　杉村　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４４８号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央１丁目10番地６　第一大滝マンション102、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町中央４丁目９番地11
債務者　長橋　孝浩
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４４９号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央１丁目10番地６　第一大滝マンション102、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町中央４丁目９番地11
債務者　長橋かおり
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４５３号
神奈川県厚木市下川入404番地３　第５シブヤハイツ101
債務者　カトウ　アンドレア　ヒロミ（ＫＡＴＯ　ＡＮＤＲＥＡ　ＨＩＲＯＭＩ）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３３８号
新潟市東区大山２丁目11番17号　カーサ大山101号
債務者　仲川岩義こと　張　　恒軼
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４３号
新潟市西区坂井774番地　シティコーポⅡ103号
債務者　赤川　孝美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４４号
新潟市西区坂井774番地　シティコーポⅡ103号
債務者　赤川智恵子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４６号
新潟市西区黒鳥4880番地の１　大橋禎一方、住民票上の前住所新潟市中央区笹口１丁目15番地16
債務者　笹川　貴子（旧姓小畑）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５１号
新潟市西区青山２丁目13番28号
債務者　有田　深雪
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５号
京都府舞鶴市字大俣738番地
債務者　岩田　　篤
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第２５５４号
大阪府守口市佐太中町４丁目19番13―814号
債務者　尾崎　房代
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５０８号
大阪市東成区中道２丁目12番15―5008号　トーエー第２森の宮ビル
債務者　稲岡　清彦
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８３２号
大阪市東成区中道１丁目３番43号
債務者　大谷健二こと　康　　柄鍾
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９３７号
大阪市東住吉区杭全７丁目５番22号
債務者　山岡　　昇
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部